

令和 8 年

第 3 回おいらせ町議会定例会

議 案 書

青森県おいらせ町

令和 8 年 第 3 回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	件 名	頁
報告第 5 号	令和 7 年度おいらせ町一般会計継続費精算報告について	5
報告第 6 号	放棄した債権の報告について	7
議案第 3 8 号	おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9
議案第 3 9 号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	11
議案第 4 0 号	おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第 4 1 号	おいらせ町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について	15
議案第 4 2 号	おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について	17
議案第 4 3 号	おいらせ町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	19
議案第 4 4 号	おいらせ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について	21
議案第 4 5 号	おいらせ町公共下水道の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例について	23
議案第 4 6 号	おいらせ町東日本大震災復興推進基金条例の廃止について	25
議案第 4 7 号	おいらせ町創作の家条例の廃止について	27
議案第 4 8 号	水槽付消防ポンプ自動車（百石第 3 分団）購入契約の締結について	29
議案第 4 9 号	令和 8 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 3 号）について	31
議案第 5 0 号	令和 8 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	37
議案第 5 1 号	令和 8 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について	40
議案第 5 2 号	令和 8 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	43

議案番号	件 名	頁
議案第 5 3 号	令和 8 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	46
議案第 5 4 号	令和 8 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 1 号）について	49
議案第 5 5 号	令和 8 年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	50
認定第 1 号	令和 7 年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について	53
認定第 2 号	令和 7 年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	54
認定第 3 号	令和 7 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	55
認定第 4 号	令和 7 年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	56
認定第 5 号	令和 7 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	57
認定第 6 号	令和 7 年度おいらせ町病院事業会計決算認定について	58
認定第 7 号	令和 7 年度おいらせ町下水道事業会計決算認定について	59
報告第 7 号	令和 7 年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について	60

報告第 5 号

令和 7 年度おいらせ町一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度に終了したおいらせ町一般会計継続費の精算について、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

令和7年度 おいらせ町一般会計継続費精算報告書

(単位：円)

款	項	事業名	全体計画						実 績					比 較				
			年度	年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 との差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他	
2 総務費 1	総務管 理費	新庁舎建 設測量・ 調査・設 計事業	令和 6年度	99,658,000	0	10,600,000	80,000,000	9,058,000	16,431,800	0	0	0	16,431,800	83,226,200	0	10,600,000	80,000,000	△ 7,373,800
			令和 7年度	171,636,000	0	67,500,000	0	104,136,000	244,411,200	0	162,300,000	80,000,000	2,111,200	△ 72,775,200	0	△ 94,800,000	△ 80,000,000	102,024,800
			計	271,294,000	0	78,100,000	80,000,000	113,194,000	260,843,000	0	162,300,000	80,000,000	18,543,000	10,451,000	0	△ 84,200,000	0	94,651,000
2 総務費 4	戸籍住 民登録 費	戸籍情報 システム 等標準化 事業	令和 6年度	2,112,000	2,112,000	0	0	0	2,112,000	2,112,000	0	0	0	0	0	0	0	0
			令和 7年度	8,536,000	8,536,000	0	0	0	8,536,000	8,536,000	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	10,648,000	10,648,000	0	0	0	10,648,000	10,648,000	0	0	0	0	0	0	0	0
10 教育費 3	中学校 費	木ノ下中 学校講堂 改築事業	令和 6年度	420,426,000	88,515,000	258,900,000	50,000,000	23,011,000	420,425,500	88,515,000	258,900,000	50,000,000	23,010,500	500	0	0	0	500
			令和 7年度	435,254,000	119,802,000	305,400,000	0	10,052,000	435,253,500	129,106,000	303,300,000	0	2,847,500	500	△ 9,304,000	2,100,000	0	7,204,500
			計	855,680,000	208,317,000	564,300,000	50,000,000	33,063,000	855,679,000	217,621,000	562,200,000	50,000,000	25,858,000	1,000	△ 9,304,000	2,100,000	0	7,205,000

報告第 6 号

放棄した債権の報告について

おいらせ町債権管理条例（平成24年おいらせ町条例第3号）第13条第1項の規定に基づき、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

別紙：放棄した債権

番号	債権の種類	件数 (件)	債権の額（円）	対象年度	放棄年月日	適用事由	備考
1	町営住宅使用料	2	4 9 2， 0 0 0	平成 2 1 年度 平成 2 2 年度	令和 8 年 3 月 3 1 日	おいらせ町債権管理 条例第 13 条第 1 項 第 1 号及び第 6 号	消滅時効 生活困窮
2	学校給食費負担金	5	1 1 1， 6 5 5	平成 2 2 年度 平成 2 4 年度 平成 2 5 年度 平成 2 6 年度 平成 3 0 年度	令和 7 年 1 1 月 1 4 日	おいらせ町債権管理 条例第 13 条第 1 項 第 7 号	債務者死亡 相続放棄
合 計		7	6 0 3， 6 5 5	2 人			

議案第 38 号

おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

任命する者の住所、氏名、生年月日

住 所

氏 名 むら村 やま山 みち通 のり徳

生年月日 年 月 日

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

提案理由

おいらせ町教育委員会委員（故高山久光氏）の死去に伴い、補欠の委員として村山通徳氏を任命するため提案するものである。

議案第 3 8 号参考資料

むら やま みち のり
村 山 通 徳 氏 の 略 歴

議案第 39 号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のと
おり定める。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、町関係条例について所要の整理を行うため提案するものである。

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(おいらせ町監査委員条例の一部改正)

第1条 おいらせ町監査委員条例(平成18年おいらせ町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第9条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(おいらせ町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 おいらせ町病院事業の設置等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第147号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(おいらせ町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 おいらせ町下水道事業の設置等に関する条例(令和5年おいらせ町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 4 0 号

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

提案理由

ツキノワグマやイノシシ等の危険鳥獣の緊急銃猟及び捕獲等の業務の危険性を踏まえ、青森県の取り扱いに準じ、当該業務に従事した職員を対象とする特殊勤務手当を新設するため提案するものである。

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１８年おいらせ町条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第２条中第６号を第７号とし、第２号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

（２）危険鳥獣捕獲等作業手当

第１１条を第１２条とし、第１０条を第１１条とする。

第９条第１項第１号及び第２項中「第５条」を「第６条」に改め、同条を第１０条とする。

第８条を第９条とし、第４条から第７条までを１条ずつ繰り下げ、第３条の次に次の１条を加える。

（危険鳥獣捕獲等作業手当）

第４条 危険鳥獣捕獲等作業手当は、職員が危険鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２条第６項に規定する危険鳥獣をいう。）の捕獲等をするための作業で、規則で定めるものに従事した場合に支給する。

２ 前項の手当の額は、作業に従事した日１日につき１，１００円の範囲内で規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 1 号

おいらせ町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について

おいらせ町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

提案理由

地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

おいらせ町認可地縁団体印鑑条例（平成 21 年おいらせ町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 20 条第 3 項」に改める。

第 13 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 4 2 号

おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について

おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

提案理由

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 8 7 号）の施行に伴い、引用している法人名称を「社会保険診療報酬支払基金」から「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改めるため提案するものである。

おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例

おいらせ町乳幼児医療費給付条例（平成１８年おいらせ町条例第
１０６号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「青森県社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基
盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第 4 3 号

おいらせ町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

おいらせ町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

提案理由

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 8 7 号）の施行に伴い、引用している法人名称を「社会保険診療報酬支払基金」から「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改めるため提案するものである。

おいらせ町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

おいらせ町子ども医療費助成条例（平成２３年おいらせ町条例第２号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「青森県社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第 4 4 号

おいらせ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

おいらせ町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

提案理由

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 1 3 年国土交通省令第 1 0 5 号）の一部改正に伴い、本条例について所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町営住宅管理条例の一部を改正する条例

おいらせ町営住宅管理条例（平成１８年おいらせ町条例第１４５号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中ただし書を削り、同条第３項及び第４項を削り、同条第５項を同条第３項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 5 号

おいらせ町公共下水道の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町公共下水道の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

提案理由

下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）の一部改正に伴い、本条例について所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町公共下水道の構造の基準を定める条例の一部を改正する条例

おいらせ町公共下水道の構造の基準を定める条例（平成２５年おいらせ町条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第７条第２項」を「第７条第３項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日（附則第１条ただし書の規定を除く。）のいずれか遅い日から施行する。

議案第 4 6 号

おいらせ町東日本大震災復興推進基金条例の廃止について

おいらせ町東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

提案理由

おいらせ町東日本大震災復興推進基金の処分が令和 7 年度で完了し、今後積み立ての予定がないことから、条例を廃止するため提案するものである。

おいらせ町東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例

おいらせ町東日本大震災復興推進基金条例（平成２３年おいらせ町条例第１８号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 7 号

おいらせ町創作の家条例の廃止について

おいらせ町創作の家条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

提案理由

施設の老朽化等に伴い、創作の家を廃止するため提案するものである。

おいらせ町創作の家条例を廃止する条例

おいらせ町創作の家条例（平成１８年おいらせ町条例第９０号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 8 号

水槽付消防ポンプ自動車（百石第 3 分団）購入契約の締結について

水槽付消防ポンプ自動車（百石第 3 分団）購入契約を別紙のとおり締結するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 4 9 号）第 3 条の規定により、水槽付消防ポンプ自動車（百石第 3 分団）購入契約を締結するため提案するものである。

別 紙

- 1 契約の目的 水槽付消防ポンプ自動車（百石第3分団）購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 56,485,000円
- 4 契約の相手方 青森県八戸市大字河原木字北沼15番地7
株式会社 八戸鉄工所
代表取締役社長 田村 嘉章

議案第 4 9 号

令和 8 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 8 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 1 3, 1 6 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 6 6 5, 7 7 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		2,923,701	149,952	3,073,653
	1 町民税	1,320,700	87,052	1,407,752
	2 固定資産税	1,270,769	62,030	1,332,799
	3 軽自動車税	96,643	870	97,513
9 地方特例交付金		50,959	4,130	55,089
	1 地方特例交付金	50,959	4,130	55,089
10 地方交付税		3,451,133	312,780	3,763,913
	1 地方交付税	3,451,133	312,780	3,763,913
14 国庫支出金		2,069,305	25,192	2,094,497
	1 国庫負担金	1,749,835	29,815	1,779,650
	2 国庫補助金	314,233	△4,623	309,610
15 県支出金		1,518,873	4,319	1,523,192
	1 県負担金	822,008	△3,155	818,853
	2 県補助金	650,708	7,474	658,182
17 寄附金		24,101	18,000	42,101
	1 寄附金	24,101	18,000	42,101
18 繰入金		663,574	△334,720	328,854
	1 特別会計繰入金	2	13,079	13,081
	2 基金繰入金	663,572	△347,799	315,773
19 繰越金		20,000	193,573	213,573
	1 繰越金	20,000	193,573	213,573
20 諸収入		170,585	440	171,025
	5 雑入	142,857	440	143,297
21 町債		420,600	39,500	460,100
	1 町債	420,600	39,500	460,100
歳 入 合 計		12,252,613	413,166	12,665,779

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		108,565	△72	108,493
	1 議会費	108,565	△72	108,493
2 総務費		1,660,642	335,166	1,995,808
	1 総務管理費	773,551	290,755	1,064,306
	2 企画費	575,208	38,187	613,395
	3 徴税費	201,051	3,762	204,813
	4 戸籍住民登録費	101,032	2,440	103,472
	7 監査委員費	1,015	22	1,037
3 民生費		4,920,514	21,265	4,941,779
	1 社会福祉費	2,101,268	6,929	2,108,197
	2 児童福祉費	2,818,722	14,336	2,833,058
4 衛生費		1,063,216	1,041	1,064,257
	1 保健衛生費	403,359	1,041	404,400
6 農林水産業費		263,972	△252	263,720
	1 農業費	251,427	△609	250,818
	3 水産業費	4,895	357	5,252
7 商工費		113,953	229	114,182
	1 商工費	113,953	229	114,182
8 土木費		1,344,936	14,812	1,359,748
	1 土木管理費	100,830	883	101,713
	2 道路橋りょう費	704,167	9,418	713,585
	3 都市計画費	524,792	1,208	526,000
	4 住宅費	15,147	3,303	18,450
9 消防費		544,448	2,696	547,144
	1 消防費	544,448	2,696	547,144

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		1,305,194	25,683	1,330,877
	1 教育総務費	211,347	3,247	214,594
	2 小学校費	197,329	7,458	204,787
	3 中学校費	109,175	4,697	113,872
	4 社会教育費	259,262	3,029	262,291
	5 保健体育費	528,081	7,252	535,333
12 公債費		899,127	12,598	911,725
	1 公債費	899,127	12,598	911,725
歳 出 合 計		12,252,613	413,166	12,665,779

第2表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
一川目地区生活会館照明器具改修事業 (脱炭素化推進事業)	千円 2,200	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借入れる場合、利率の見直し を行った後においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
指定避難所空調機器設置事業 (緊急防災・減災事業)	10,200			
町道舗装補修事業 (緊急自然災害防止対策事業)	42,200			

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
藤ヶ森地区生活会館改修事業 (適正管理推進事業)	千円 23,500	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 25,900	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
いちょう公園体育館改修事業 (適正管理推進事業)	51,800				52,300			

廃 止

起 債 の 目 的	限 度 額
町道舗装補修事業	18,000 千円

議案第 5 0 号

令和 8 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
について

令和 8 年度おいらせ町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 6, 7 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 5 1 8, 1 5 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		486,175	16,551	502,726
	1 国民健康保険税	486,175	16,551	502,726
3 県支出金		1,760,140	14,000	1,774,140
	1 県補助金	1,760,140	14,000	1,774,140
5 繰入金		218,112	△4,819	213,293
	1 一般会計繰入金	213,258	35	213,293
	2 基金繰入金	4,854	△4,854	0
6 繰越金		1	15,494	15,495
	1 繰越金	1	15,494	15,495
7 諸収入		5,579	4,725	10,304
	3 雑入	202	4,725	4,927
8 国庫支出金		0	749	749
	1 国庫補助金	0	749	749
歳 入 合 計		2,471,450	46,700	2,518,150

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		54,734	35	54,769
	1 総務管理費	49,945	35	49,980
	2 徴税費	4,456	0	4,456
2 保険給付費		1,707,480	14,000	1,721,480
	1 療養諸費	1,458,186	14,000	1,472,186
3 国民健康保険事業費納付金		662,057	△2,295	659,762
	1 医療給付費分	422,081	△5,642	416,439
	2 後期高齢者支援金分	162,348	△360	161,988
	3 介護納付金分	63,908	1,788	65,696
	4 子ども・子育て支援納付金分	13,720	1,919	15,639
5 基金積立金		882	25,351	26,233
	1 基金積立金	882	25,351	26,233
6 諸支出金		6,344	9,609	15,953
	1 償還金及び還付加算金	3,154	9,609	12,763
歳 出	合 計	2,471,450	46,700	2,518,150

議案第 5 1 号

令和 8 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度おいらせ町の奨学資金貸付事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8, 1 2 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 寄附金		1	522	523
	1 寄附金	1	522	523
3 繰入金		6,105	△181	5,924
	1 一般会計繰入金	1,958	△27	1,931
	2 基金繰入金	4,147	△154	3,993
4 繰越金		1	181	182
	1 繰越金	1	181	182
歳 入	合 計	17,606	522	18,128

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		17,606	522	18,128
	1 奨学資金貸付事業費	17,606	522	18,128
歳	出	合	計	
		17,606	522	18,128

議案第 5 2 号

令和 8 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 8 年度おいらせ町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 5, 0 2 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 6 0 2, 3 0 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		518,056	15,331	533,387
	1 介護保険料	518,056	15,331	533,387
3 国庫支出金		499,423	6,605	506,028
	2 国庫補助金	86,443	6,605	93,048
4 支払基金交付金		623,900	△140	623,760
	1 支払基金交付金	623,900	△140	623,760
5 県支出金		330,674	2,893	333,567
	2 県補助金	13,226	2,893	16,119
7 繰入金		486,024	△42,632	443,392
	1 一般会計繰入金	438,635	4,757	443,392
	2 基金繰入金	47,389	△47,389	0
8 繰越金		1	152,970	152,971
	1 繰越金	1	152,970	152,971
歳 入	合 計	2,467,274	135,027	2,602,301

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		119,111	75,216	194,327
	1 総務管理費	100,520	75,216	175,736
	3 介護認定審査会費	11,740	0	11,740
3 地域支援事業費		99,241	7,400	106,641
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	56,519	6,543	63,062
	2 一般介護予防事業費	22,952	△520	22,432
	4 介護予防支援事業費	9,797	1,377	11,174
4 基金積立金		1,022	52,411	53,433
	1 基金積立金	1,022	52,411	53,433
歳 出 合 計		2,467,274	135,027	2,602,301

議案第 5 3 号

令和 8 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
について

令和 8 年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 1, 1 6 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 7 3, 2 6 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		203,001	50,510	253,511
	1 後期高齢者医療保険料	203,001	50,510	253,511
3 繰入金		118,625	△8,157	110,468
	1 一般会計繰入金	118,625	△8,157	110,468
4 繰越金		1	8,812	8,813
	1 繰越金	1	8,812	8,813
歳 入	合 計	322,099	51,165	373,264

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		10,997	155	11,152
	1 総務管理費	10,329	155	10,484
2 後期高齢者医療広域連合納付金		310,701	51,008	361,709
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	310,701	51,008	361,709
3 諸支出金		401	2	403
	2 繰出金	1	2	3
歳 出	合 計	322,099	51,165	373,264

議案第 5 4 号

令和 8 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 1 号）について

（総則）

第 1 条 令和 8 年度おいらせ町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度おいらせ町病院事業会計予算（以下「予算」という。）

第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 事業収益	1, 203, 362 千円	13, 921 千円	1, 217, 283 千円
第 1 項 医業収益	1, 008, 701 千円	13, 921 千円	1, 022, 622 千円
支 出			
第 1 款 事業費用	1, 203, 362 千円	13, 921 千円	1, 217, 283 千円
第 1 項 医業費用	1, 195, 912 千円	13, 921 千円	1, 209, 833 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（ 1 ） 職員給与費	693, 666 千円	932 千円	694, 598 千円

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

議案第 5 5 号

令和 8 年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

（総則）

第 1 条 令和 8 年度おいらせ町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度おいらせ町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入		
第 1 款	事業収益	830,032 千円	1,030 千円	831,062 千円
第 3 項	特別利益	0 千円	1,030 千円	1,030 千円
		支 出		
第 1 款	事業費	759,814 千円	1,691 千円	761,505 千円
第 1 項	営業費用	680,656 千円	1,691 千円	682,347 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 169,009 千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 168,348 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,106 千円」を、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,516 千円」に、「当年度利益剰余金処分数額 64,112 千円」を、「当年度利益剰余金処分数額 63,041 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入		
第 1 款	資本的収入	623,659 千円	3,818 千円	627,477 千円

第1項	企業債	441,600千円	6,400千円	448,000千円
第2項	他会計補助金	165,556千円	△2,582千円	162,974千円
支 出				
第1款	資本的支出	792,668千円	3,157千円	795,825千円
第1項	建設改良費	162,514千円	3,157千円	165,671千円
(企業債)				

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

補 正 前

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良 (管きょ改良)	千円 35,600	証書借入	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。

補 正 後

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良 (管きょ改良)	千円 42,000	証書借入	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	32,658 千円	1,051 千円	33,709 千円

(繰出基準を超える補助金)

第6条 予算第9条中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、62,962 千円」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、60,380 千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第7条 予算第10条に定めた金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
減債積立金	64,112 千円	△1,071 千円	63,041 千円

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

認定第 1 号

令和 7 年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

認定第 2 号

令和 7 年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

認定第 3 号

令和 7 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定によ
り、令和 7 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算につ
いて、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

認定第 4 号

令和 7 年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

認定第 5 号

令和 7 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

認定第 6 号

令和 7 年度おいらせ町病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度おいらせ町病院事業会計決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

認定第 7 号

令和 7 年度おいらせ町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度おいらせ町下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付し別冊のとおり認定を求める。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

報告第 7 号

令和 7 年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付し別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 光 寿

1 健全化判断比率

健全化判断比率		備 考
実質赤字比率	— (14.00%)	実質黒字比率 6.07%
連結実質赤字比率	— (19.00%)	連結実質黒字比率 23.38%
実質公債費比率	8.3% (25.0%)	
将来負担比率	— (350.0%)	将来負担比率△37.70%

＊ () の数値は早期健全化基準の比率

2 資金不足比率

公営企業会計の名称	資金不足比率	備 考
病院事業会計	— (20.0%)	・ 令第 17 条第 1 号の規定による 事業の規模 838,619 千円 ・ 資金剰余比率 110.0%
下水道事業会計	— (20.0%)	・ 令第 17 条第 1 号の規定による 事業の規模 212,511 千円 ・ 資金剰余比率 64.7%

＊ () の数値は経営健全化基準の比率

＊ 「令」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令